

柏崎市への広告入り窓口用封筒の無償提供に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広告入り窓口用封筒（以下「窓口封筒」という。）の無償提供に関し必要事項を定め、適切な管理を行うことにより経費の削減と市民サービスの向上を図るものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 窓口封筒 市民課、税務課、高柳町事務所及び西山町事務所等の窓口において発行した各種証明書等を入れるために、市民等が利用する封筒で表面及び裏面に広告が印刷されたもの
- (2) 事業者等 窓口封筒の広告主をとりまとめ、広告原稿の校正その他広告主との調整等広告掲載に係る一連の業務を行い、市に封筒を無償提供する者

(掲載広告内容)

第3条 窓口封筒に掲載できる広告（以下「広告」という。）の基準は、「柏崎市への広告入り窓口用封筒を無償提供する事業者等募集要項」に定めるところによる。

- 2 事業者等は、広告について事前に掲載の可否の確認を市と行うものとする。

(事業者等の募集方法)

第4条 事業者等の募集については、「柏崎市公式ウェブサイト」上で行うものとする。

- 2 市長は、募集に際し、募集期間及び選定基準その他募集に関する必要な事項について、募集要項で別に定める。

(設置場所及び配置期間)

第5条 無償提供を受けた窓口封筒の設置場所及び配置期間は、前条第2項に規定する募集要項に定めるものとする。

(窓口封筒の事業者等の申込み)

第6条 窓口封筒の無償提供をしようとする者は、第4条第2項に規定する募集要項に基づき、市長に申し込まなければならない。

（審査及び決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、第 4 条第 2 項において定める募集要項に基づき公正に判断し、1 事業者を選定するものとするが、審査の経緯については、公表しない。

2 無償提供の決定を受けた者は、市長が指定する日までに広告案を提出するものとする。

（協定書の締結）

第 8 条 市長は、決定した事業者と、窓口封筒の製作及び無償提供に関し、協定書を取り交わすものとする。

（製作上の注意事項）

第 9 条 事業者等は、広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることがないように配慮しなければならないとともに、掲載広告に関する苦情等について一切の責任を負い、速やかに苦情等の解決に当たるものとする。

2 事業者等は、広告内容、色、形状等の窓口封筒の仕様についてあらかじめ市長と協議し、承諾を受けた後に製作しなければならない。

3 事業者等は、掲載された広告及び広告主に問題が生じたときは、速やかに市に通知し、当該窓口封筒を回収し代替の封筒を提供するものとする。

4 窓口封筒の表面、裏面とも窓口封筒面積の 3 分の 2 は、本市の掲載部分とし、本市の指示する内容を印刷するものとする。

5 事業者等は、窓口封筒の数量、納品時期及び納品場所について本市の指示に従うものとする。

（設置の中止）

第 10 条 市長は、市民に窓口封筒を提供することが不相当と認めるときは、窓口封筒の提供を中止することができる。

（その他）

第 11 条 この基準に定めるもののほか、窓口封筒の作成及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。